

地域共生社会の推進に向けた普及・啓発に向けた本年度の取組

4月 地域共生ポータルサイト開設

5月～3月

- ・都道府県主催の研修会・セミナー等への地域共生社会推進室職員を派遣
※47都道府県のうち39道府県から依頼があり全て対応 / 随時依頼を受付中
- ・個々の市町村、教育機関、民間団体等が主催する説明会・セミナー等に地域共生社会推進室職員を派遣

※「日弁連人権擁護大会 消費者被害の予防と救済を考える」のパネルディスカッションに参加（10/14）

※「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」（消費者庁主催）において重層事業について説明（10/14）

※「社会・援護局関係主管課長会議」（厚生労働省主催）において見守りネットワークについて周知（予定）（3月）

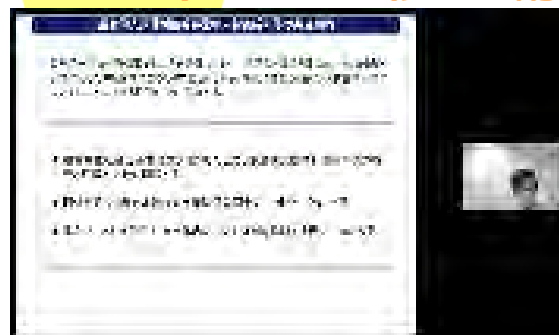
8月～1月 都道府県・重層的支援体制整備事業実施自治体職員・事業者向け全国研修

1月～2月 市町村・事業者担当職員全国6ブロック研修（開催中）

2021年4月～ポータルサイト開設



2021年8月～研修教材配信中



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

(再掲)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

期待される効果①

重層事業と見守りネットワークとの一体運用により、本人同意を得ていない場合でも包括的相談支援事業者・多機関共働事業者との情報共有が可能となり、**問題が深刻化するよりも前の課題解決が可能となること。**

期待される効果②

重層会議・支援会議と見守りネットワーク会合を組み合わせることで、福祉関係者だけではなく、**消費者行政関係者(弁護士・司法書士などの司法関係者)も含めたより専門的なアプローチからの課題解決が可能となること。**

